

令和 7 年 6 月

市 議 会 定 例 会 議 会 案

山 形 市 議 会

議 会 案 目 次

議 会 案 番 号	件 名
議 会 案 第 4 号	山 形 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
議 会 案 第 5 号	山 形 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て

議会案第4号

山形市議会委員会条例の一部改正について

山形市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月27日提出

提出委員会 議会運営委員会

山形市議会委員会条例の一部を改正する条例

山形市議会委員会条例（昭和41年市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）により委員会を開会することができる。ただし、第19条（委員会の公開の原則及び秘密会、傍聴の取扱い）第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
 - (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定により開会された委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第20条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を

経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインによる方法により委員会を開催することができるよう、規定の整備を行おうとするものである。

議会案第5号

山形市議会会議規則の一部改正について

山形市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年6月27日提出

提出委員会 議会運営委員会

山形市議会会議規則の一部を改正する規則

山形市議会会議規則（昭和41年市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項本文中「ときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第23条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終つた」を「終わつた」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従つて」に、「、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第30条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改める。

第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第51条第4項中「当つても」を「当たつても」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第54条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改め、同条第3項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第59条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第60条第1項中「終った」を「終わった」に改める。

第61条中「だだし」を「ただし」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第80条第1項中「いう。）は、」の次に「前条の規定により」を加え、「文書で」を削り、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、第94条の2に規定するオンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第2章第1節中第94条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第100条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第110条中「終った」を「終わった」に改める。

第114条中「すべて」を「全て」に改める。

第116条第1項中「すべて、」を「、全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第117条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「その」を「、その」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 委員外議員がオンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第118条中「終つた」を「終わつた」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第121条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第122条第1項中「終つた」を「終わつた」に改める。

第125条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは朗読をもつて配布に代えることができる。

第126条第6項中「委員の」を「、委員の」に改める。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第138条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第141条第1項中「、提出年月日及び」を「及び提出年月日並びに」に改め、同条第2項中「、提出年月日、」を「及び提出年月日並びに」に改め、同条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許

可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第143条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第143条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第143条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第144条に次の2項を加える。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

4 前項の紹介議員がオンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第145条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第146条中「これを請求しなければならない」を「、これを請求しなければならない」に改める。

第152条を次のように改める。

(決定の通知)

第152条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第159条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第161条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に、「決める」を「定める」に改める。

第163条中「ことはできない」を「ことができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第163条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第7章中第168条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開会方法の特例)

第168条の2 協議等の場の招集権者は、構成員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、オンラインによる方法により協議等の場を開会することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の構成員個人の責に帰することができない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、山形市議会委員会条例（昭和41年市条例第41号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインによる方法により委員会等を開催することができるよう、規定の整備を行うとともに、会議の運営に係る所要の改正を行おうとするものである。